

富山県災害対応車両導入費補助金

補助対象者

- ・ 県内に事業所を有する**法人**
- ・ 県と**災害時応援協定を締結している者**又は、**今後、当該協定を締結する者**等

募集期間等

(1)募集期間 (申請状況により、期間内に受付を終了する場合があります。)

令和8年4月22日～令和8年5月20日

(2)補助対象期間

交付決定後～令和9年2月26日

(3)実績報告〆

令和9年2月26日(車両導入が確認できる)

補助対象経費・補助率・補助額

補助対象経費の内訳※交付決定後の着手に限る	補助率	補助限度額
国(内閣府)の 災害対応車両登録制度に登録が可能な仕様の車両 であって、導入後、 当該制度に登録するものに係る 次に掲げる経費の合計額(消費税及び地方消費税の額を除く。) ① ベース車両費 ② 付帯設備費 ③ 改造費 ④ 外注費 ⑤ 災害時の活用が必要と認められる車両に係る設備費等	補助対象経費の5分の4以内	1法人あたり 1,000 万円 ※申込状況等によっては、限度額を下回る場合があります。

申請にあたっての注意事項

補助金の交付を受けるには、国の災害対応車両登録制度に登録が可能な仕様の車両である必要があります。

登録基準の概要については、次ページに記載しますが、<国HP> <県HP>

詳細については、下記を参照ください。

内閣府HP「災害対応車両登録制度」<https://pr.d-trace.go.jp>

県HP「富山県災害対応車両導入費補助金」の募集について

<https://www.pref.toyama.jp/1902/20260414.html>



災害対応車両とは

発災時に、①避難所、②住まい、③トイレ、又は④食事・⑤洗濯・⑥入浴のためのサービスを提供する用途に供されるもので、自走型のほか、運搬又は牽引される形態のもの（コンテナ型やトレーラー型）

主な災害対応車両

- ①避難所…キャンピングカー
- ②住まい…トレーラーハウス
- ③食事 …キッチンカー
- ④トイレ…トイレカー
- ⑤洗濯 …ランドリーカー
- ⑥入浴 …シャワーカー 等

災害対応車両登録基準

- ・発災時に被災自治体を支援する意思を有している、及び一定の欠格事由に該当しない必要があります。
- ・また車両を登録する際には、申請にかかる車両が一定の登録基準（概要は下記記載、[詳細については、内閣府HPを参照](#)）に適合している必要があります。

<国HP>



①避難所

- 1人あたり1台のベッドが確保されていること
- 冷暖房、湯沸し、冷蔵庫、照明、換気の各設備が設けられていること等

②住まい

- 台所、洗面所、浴室、便所及び物干し場が設けられていること
- 一定の広さ（20㎡以上等）が確保されていること等

③トイレ

- 原則として便房が2以上あること
- 快適トイレ仕様（水洗、臭い防止、照明、施錠等）であること等

④食事

- 温冷環境に配慮した食事の提供が可能であること
- 一以上の都道府県から営業許可を受けていること等

⑤洗濯

- 洗濯機、乾燥機が3つ以上あること等

⑥入浴

- 洗濯及びシャワー、又は、シャワーが2つ以上あること
- 脱衣所、給湯、暖房、照明、換気の各設備が設けられていること等